

2 感染症対策の充実強化について

中華人民共和国に端を発した新型コロナウイルス感染症は、瞬間に各地に広がり、WHOが「パンデミック宣言」を表明するなど、世界中で多くの死者や感染者を出す事態に陥っている。我が国においても、感染者の急増を受け、国は全国を対象に「緊急事態宣言」を行ったが、国民の一丸となった取組により、全地域で宣言が解除されるまでに至った。しかし、今後、外出自粛や休業要請を段階的に緩和していく中で、次なる感染拡大の波がいつ押し寄せてくるともせず、未だ予断を許さない状況にある。また、世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面しており、企業経営や雇用などへの深刻な影響の長期化も懸念される。

人々が自由に行き交うグローバル社会においては、このように新たな感染症が一たび発生すると、人々の生命・健康を脅かす人的被害のみならず、国民生活や経済活動など、国家レベルで様々な影響を及ぼすことが改めて明らかになった。

この間、国と地方自治体は、国内における感染拡大抑制に向けた各種措置を幅広く講じてきたが、今後も日々刻々と変化する状況に適切に対応するためには、国と地方自治体が連携を一層深め、地域の実情に応じた実効性ある対策を行うことが強く求められる。

来年には東京 2020 大会の開催があり、今後も社会のグローバル化の進展が見込まれる中、海外で流行する様々な感染症の国内侵入リスクへの備えとして、国内侵入防止対策や国内発生時の更なる対策強化が重要である。

こうしたことから、国においては、新型コロナウイルス感染症の早期終息に向け、引き続き総力を挙げて取り組むとともに、次なる感染の拡大や将来の新興感染症の発生など、新たな事態にも備えるため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

【全般的事項】

- 1 国は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を逐次把握・分析し、対策の効果検証等を継続的に行うとともに、発生段階に応じた対策を速やかに地方自治体等に示すこと。
- 2 今回の事態が社会全体に及ぼしている影響を鑑み、地方自治体の感染症対策の更なる強化に向けた取組に対して、必要な技術的・財政的支援を十分に行うこと。
特に、グローバル化の進展や、人口密集、企業や学校等の集積など、感染症のまん延リスクの高い大都市の特性を考慮した対策強化への支援を拡充すること。
- 3 実効性ある対策を速やかに行えるよう、国は地方自治体に対して、正確かつ迅速な情報提供を行うこと。また、自治体による感染者情報の公表に関して、地域によって基本的な内容に差異が生じることがないように、国民の安全・安心の確保とプライバシーの保護、風評被害の防止等を十分に考慮し、統一的な公表基準等を示し、広く周知すること。
- 4 国民が正確な情報に基づき、適切な行動を取ることができるよう、最新の科学的知見に基づき分かりやすい情報提供を行うこと。
- 5 今後、新たな感染症等が発生した際に被害を最小限に抑えるための対策にも万全を期すこと。対策の検討に当たっては、地方自治体や医療機関など関係者から丁寧に意見を聴取すること。
- 6 新型インフルエンザ等対策特別措置法について
 - (1) 特措法施行令で定める対象施設や面積要件について、地方自治体が感染症の特性や地域の実情に応じた実効性のある措置を行うことができるよう、特措法等について必要な改正を行うこと。
 - (2) 全国一律ではなく、感染の動向や地域の特性を踏まえて、各都道府県知事が緊急事態措置を講じることができるよう柔軟な運用を行うこと。

- (3) 地方自治体が緊急事態宣言に伴う措置を円滑に実施できるよう、特措法第24条第4項に基づく総合調整を機動的に行うための協議の場を設置するなど体制を整備すること。

【個別事項】

- 7 検疫体制の強化や帰国者・入国者の健康観察のための一時滞在施設の確保を図るとともに、民間企業や大学等の活用などを含め、感染症サーベイランスや病原体等の検査体制の拡充を一層図ること。
- 8 新興感染症等のより確実な治療や予防を可能とするためには、安全性、有効性の高い治療薬やワクチンの開発及び製品化が必要である。これらの早急な実用化に向けて、また、今後発生しうる感染症にも備えた恒久的なバックアップ体制を整えるために、基金を充実するなど、大胆かつ大規模な資金投入を行い、国を挙げて新薬の製品化を支援すること。加えて、検査法の開発を推進するとともに、医薬品、医療資器材の安定的な供給や患者の重症度に応じた医療提供体制の確保に向け、必要な対策や地方自治体及び医療機関への支援策を講じること。
- 9 地方自治体及び民間事業者による遺体の搬送、火葬のための体制整備を支援すること。
- 10 感染症の拡大防止にも繋がる、テレワークや時差出勤等の導入促進に向け、企業への支援を強力的に推し進めること。
- 11 感染症の拡大を防止するために、大規模イベント等の中止、延期等を主催者に要請する場合には、具体的な判断基準を示すとともに、特に民間事業者に対する事業活動継続のための支援について対策を講じること。
- 12 次なる感染の拡大に備え、地方自治体が学校の休業・再開・運営を合理的に判断できるよう具体的な基準を示すこと。また、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を実

現していくため、オンラインで学習するための1人1台端末や、通信料を含めた通信環境の整備等における補助事業の充実、継続支援を図ること。